

総合積立式定期預金規定

1 預金の受入れ等

- (1) 総合積立式定期預金「スーパージャンプ」（以下「この預金」といいます）の預入れは、1口1万円以上千円単位とします。預入れのときは、必ず総合積立式定期「スーパージャンプ」通帳（以下「この通帳」といいます）を持参してください。
- (2) この預金は、口座振替によるほか現金・小切手・その他の証券類により、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。ただし、払戻しおよび書替継続は当店のみで取扱います。
- (3) この預金口座には、あらかじめ少額貯蓄非課税制度の適用を受けるため、非課税限度額を設定することができます。
- (4) 現金自動預入支払機による預入れについては、1口1万円以上とし最低預入れ券種は千円券以上とします。この場合、現金自動預入支払機が現金を確認したうえで預入れの手続きをします。

2 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、当店で返却します。

3 預金の種類、継続方法等

- (1) この預金は、預入れの都度、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長お預り期限とする1口の期日指定定期預金として預入れるものとします。（以下、1口の期日指定定期預金を「個別預金」といいます）
- (2) 個別預金は、最長お預り期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ個別預金に自動的に継続します。
- (3) 前頁の継続にあたり、最長お預り期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金を個別預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前2項と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長お預り期限までにその旨を当店に申出てください。

4 預金の支払時期等

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合、((3)により継続停止の申出があったものとして取扱われる場合も含みます)に満期日以後に支払います。
- (2) 個別預金の満期日は、次のとおりとします。
 - ① 6によりこの預金を自動的に支払い、市場金利連動型定期預金（以下「スーパーMMC」といいます）に振替える日
 - ② 据置期間満了日（継続されたときは継続日の1年後の応当日）から最長お預り期限（継続されたときは継続後の預金の最長お預り期限）までの間の任意に指定された日。満期日を指定する場合は、当店に対して1か月前までに通知するものとし、個別預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定してください。ただし、指定した満期日以前に①の満期日が到来した場合および指定した満期日以後①の満期日までに指定された金額が解約されなかった場合は、満期日の指定がなかったものとして取扱い、①の満期日を満期日とします。
 - ③ ②による満期日の指定がなかった場合は、最長お預り期限を満期日とします。
- (3) (2)の①②により一口の個別預金の全部または一部について満期日が指定された場合は、同時にその一口の個別預金全部について継続的停止の申出があったものとして取扱います。ただし、一口の個別預金の一部について満期日が指定された場合、その満期日から1か月後の応当日（その満期日の1か月後の応当日前に最長お預り期限が到来するときは最長お預り期限）までの間に、満期日が指定された金額が解約されたときは、その残りの金額については最長お預り期限到来時に自動的に個別預金として継続します。
- (4) (2)の②により指定された満期日の1か月後の応当日（その満期日の1か月後の応当日前に最長お預り期限が到来するときは、最長お預り期限）までに満期日が指定された金額が解約されなかった場合は、同項による満期日の指定がなかったものとして取扱います。また同時に継続停止の申出もなかったものとして取扱い、最長お預り期限到来時に自動的に期日指定定期預金として継続します。ただし、別に継続停止の申出がなされた場合は継続を停止します。

5 当座貸越

この預金を別に提出を受けた取引印鑑票等に記載の総合口座取引の定期預金として利用する場合、この通帳は「総合口座自動継続定期預金（担保明細）」（以下「この明細帳」といいます）となりますので、本規定に「この通帳」とあるのは「総合口座自動継続定期預金（担保明細）」と読み替えてください。また、この、明細帳記載の定期預金は、本規定によりお取扱いするほか、本規定に定めない事項については、総合口座取引規定によりお取扱いいたします。ただし、総合口座取引の普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳のほか、この明細帳も持参してください。

6 市場金利連動型定期預金の自動振替

- (1) この預金は、口座振替の方法により自動継続型の市場金利連動型定期預金（以下「スーパーMMC」といいます）を自動作成することができるものとし、自動作成したスーパーMMC は別途指定を受けた定期預金通帳または総合口座通帳に預入れるものとします。
- (2) スーパーMMC の自動作成は、個別預金のうち据置期間満了日を経過している個別預金の元金合計金額がスーパーMMC 最低預入金額以上の金額となった月に行うものとし、自動作成日は当行所定の日とします。この場合、スーパーMMC への振替は 1 万円単位とし、スーパーMMC への振替える個別預金の元金合計金額のうち 1 万円未満の金額は、この預金に入金します。ただし、スーパーMMC へ振替える個別預金の平均利率が、振替後のスーパーMMC の利率を超える場合は、その月はスーパーMMC への振替を行わないものとします。
- (3) (2)によりスーパーMMCを自動作成する場合は、据置期間満了日を経過している個別預金を自動的に支払い、スーパーMMC に振替ます。スーパーMMC への振替にあたっては、8 の規定にかかわらず、この通帳および請求書の提出は不要とします。
- (4) 振替後のスーパーMMC は、市場金利連動型定期預金規定によりお取扱いします。
- (5) スーパーMMC への振替は、5 により貸越金が発生している場合も自動的に行います。
- (6) 1 の(3)によりこの預金口座に非課税限度額を設定している場合は、預入れるスーパーMMC の通帳について非課税限度額を設定しているときに限り、スーパーMMC を自動作成します。

7 利息

- (1) この預金の利息は、次の利率を用いて、1 年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が 1 年以上 2 年未満の場合
店頭提示の定期預金の 1 年ものの利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が 2 年以上の場合
店頭掲示の定期預金の 2 年ものの利率
- (2) 利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後の継続日）から適用します。
- (3) 少額貯蓄非課税制度の適用を受ける場合、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、3 の(2)(3)(4)の規定にかかわらず、利息を元金に組入れることなく、あらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (4) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金ともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ① 解約日の場合………解約日における普通預金の利率
 - ② 書替継続の場合………書替継続後の定期預金の利率

- (5) 当行がやむをえないと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）現在における店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は 1 円とします。

8 預金の解約、書替継続

この預金を解約または書替継続するとき（一部の金額を解約または書替継続する場合があります）は、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

9 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

10 印鑑照合

請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11 譲渡、質入れの禁止

この預金は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

以 上